

さいたま市浄化槽取扱指導要綱

第1章 総 則

第1 目 的

この要綱は、法令その他別に定めがあるもののほか、浄化槽の取扱いに関し必要な事項を定めることにより浄化槽に関する行政を円滑に進め、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱に使用する用語の定義は、法令等に定めるところによるほか、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1 浄化槽

便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であって、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第6条第1項の規定により定められた計画に従って市が設置したし尿処理施設以外のものをいう。ただし、下水道法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域（同法第4条第1項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。）内の者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設については、これを浄化槽とみなす。

2 合併処理浄化槽

便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水を処理する設備又は施設であって、前項のただし書きに規定する設備又は施設を除いたものをいう。

3 単独処理浄化槽

1のただし書き又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたもの（し尿のみを処理するものに限る。）をいう。

4 浄化槽管理者

浄化槽の所有者、占有者その他の者が当該浄化槽の管理について権原を有するものをいう。

5 浄化槽管理士

浄化槽管理士の名称を用いて浄化槽の保守点検の業務に従事するものとして浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第45条第1項の浄化槽管理士免状の交付を受けている者をいう。

6 技術管理者

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上の浄化槽の浄化槽管理者が当該浄化槽の保守点検および清掃に関する業務を担当させるために置く者で、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「施行規則」という。）第8条に定める資格を有する者をいう。

- 7 浄化槽工事
浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする工事をいう。
- 8 浄化槽の維持管理
浄化槽について、設計時に定められた機能を維持し、施設を保全させるための保守点検、清掃及び水質に関する検査等の作業をいう。
- 9 浄化槽の保守点検
浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。
- 10 浄化槽の清掃
浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。
- 11 浄化槽保守点検業
浄化槽の保守点検を行う事業をいう。
- 12 建築士
国土交通大臣の免許を受け一級建築士の名称を用いて設計、工事監理等の業務を行う者、都道府県知事の免許を受け二級建築士の名称を用いて設計、工事監理等の業務を行う者及び都道府県知事の免許を受け木造建築士の名称を用いて木造の建築物に関し設計、工事監理等の業務を行う建築士法第2条第1項から第4項で規定する者をいう。
- 13 建築請負業者
建築物に関する工事を請負契約によって請負い、その工事をするを業とする者をいう。
- 14 浄化槽製造業者
法第13条第1項又は第2項の認定を受けて当該認定に係る型式の浄化槽を製造する事業を営む者をいう。
- 15 浄化槽工事業者
法第21条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽工事を営む者（同法第33条第3項の届出をした「特例浄化槽工事業者」を含む。）をいう。
- 16 浄化槽保守点検業者
さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例（平成14年さいたま市条例第40号。以下「登録条例」という。）第3条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。
- 17 浄化槽清掃業者
法第35条第1項の規定により市長の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者をいう。
- 18 指定検査機関
法定検査の業務を行う者として法第57条第1項に基づき埼玉県知事が指定した一般社団法人「埼玉県環境検査研究協会」をいう。
- 19 検査業者
計量法（昭和26年法律第207号）第107条の規定に基づく計量証明の事業の登録を受けて水質分析等を業務とする者をいう。
- 20 指定確認検査機関
建築確認検査の業務を行う者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の18から第77条の21までの規定に基づき国土交通大臣又は知事が指定した者をいう。

第2章 浄化槽の設置等

第3 浄化槽設置に係る手続

浄化槽を設置し、又は構造若しくは規模の変更をしようとする者は、次のいずれかの手続を行わなければならない。これらの手続関係図書又はこれら図書の写しを浄化槽の設置場所に保管しなければならない。

1 浄化槽の設置手続

(1) 建築基準法に基づく手続

建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)、同法第6条の2第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による確認又は計画通知(以下「確認等」という。)を必要とする建築又は用途変更の工事に伴い浄化槽を設置しようとする者は、当該確認等に係る図書に次に掲げる図書を添付して建築主事に申請若しくは通知又は指定確認検査機関から確認を受けるものとする。添付部数は確認等に係る図書の正本に2部、副本に1部とする。

- ① さいたま市建築基準法施行細則(平成13年さいたま市規則第215号。以下「建築基準法施行細則」という。)第8条第1項第3号の規定によるし尿浄化槽に関する調書(以下「浄化槽に関する調書」という。)
- ② 法第13条第1項又は第2項の規定による浄化槽の型式認定を受けた浄化槽にあつてはこの認定を受けたことを証する書類(例 型式適合認定書)、それ以外の浄化槽にあつては構造図、仕様書及び処理工程図
- ③ 付近見取り図
- ④ 配置図
- ⑤ 排水系統図
- ⑥ 浄化槽法第7条検査依頼書の写し(指定検査機関に手数料を支払済であることを証したもの)

(2) 浄化槽法に基づく手続

建築基準法に基づく手続を要しない場合で、浄化槽を設置しようとする者は、法第5条第1項に基づき、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令(昭和60年厚生省建設省令第1号。以下「共同省令」という。)で定める別紙1の浄化槽設置届出書(以下「設置届出書」という。)に次に掲げる図書を添付して、市長に届出をするものとする。図書の添付部数は、設置届出書の正本に2部、副本に1部とする。

- ① 浄化槽に関する調書(別紙2)
- ② 法第13条第1項又は第2項の規定による浄化槽の型式認定を受けた浄化槽にあつてはこの認定を受けたことを証する書類(例 型式適合認定書)、それ以外の浄化槽にあつては構造図、仕様書及び処理工程図
- ③ 付近見取り図
- ④ 配置図
- ⑤ 排水系統図
- ⑥ 浄化槽法第7条検査依頼書の写し(指定検査機関に手数料を支払済であることを証したもの)

2 浄化槽の構造等の変更手続

(1) 建築基準法に基づく手続

建築基準法第6条第1項、同法第6条の2第1項又は同法第18条第2項の規定による確認等を必要とする建築物の大規模の修繕等で既設の浄化槽の構造若しくは規模の変更をしようとする者又は確認済証の交付を受けた後に、当該計画を変更し工事完了前に新たに浄化槽を設置しようとする者は、当該確認等に係る図書に浄化槽に関する調書を添付して建築主事に申請若しくは通知又は指定確認検査機関から確認を受けるものとする。添付部数は確認等に係る図書の正本に2部、副本に1部とする。

(2) 浄化槽法に基づく手続

建築基準法に基づく手続を要しない場合で、既設の浄化槽の構造若しくは規模の変更（処理方式の変更を伴わず、かつ、処理対象人員又は日平均汚水量の10%以上の変更を伴わない軽微の変更を除く。）をしようとする者は法第5条第1項に基づき、共同省令で定める別紙3の浄化槽変更届出書（以下「変更届出書」という。）に次に掲げる図書を添付して、市長に届出をするものとする。図書の添付部数は、変更届出書の正本に1部、副本に1部とする。

- ① 浄化槽に関する調書
- ② 変更後の浄化槽の構造図
- ③ 変更後の浄化槽の仕様書
- ④ 処理工程に変更がある場合は変更後の処理工程図

3 浄化槽の使用開始の手続

浄化槽管理者は、法第10条の2第1項に基づき、使用開始の日から30日以内にさいたま市浄化槽法施行細則（平成14年さいたま市規則第36号。以下「浄化槽法施行細則」という。）第4条第1号に規定する浄化槽使用開始報告書の正本1部、副本1部を市長に提出しなければならない。

4 浄化槽設置後の水質に関する法定検査の受検

浄化槽法第7条に基づき、新たに設置され又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、浄化槽管理者は指定検査機関に浄化槽法第7条検査依頼書によりあらかじめ依頼し、当該浄化槽が適正に設置されているか否かについて判断するためにその使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に、水質に関する検査を受けなければならない。

なお、浄化槽管理者はこの検査手続を当該工事を設置する浄化槽工事業者に委託することができる。

第4 設置基準等

1 浄化槽の設置基準

(1) 浄化槽の処理別種類

設置しようとする浄化槽は、合併処理浄化槽でなければならない。ただし、下水道法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域（同法第4条第1項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。）で3年以内に同法第2条第8号に規定する処理区域内となる者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設についてはこの限りではない。

(2) 浄化槽の技術的基準

1) 構造基準

浄化槽の技術的基準は、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年7月14日建告第1292号）で定める構造基準に適合するものでなければならない。

2) 性能基準

設置しようとする浄化槽の放流水の水質は、処理対象人員に関わらず、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90%以上並びに放流水のBOD20mg/ℓ以下並びに大腸菌数800CFU（コロニー形成単位）/mL以下とする。ただし、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域の浄化槽放流水に関して、より厳しい排水基準が定められ、又は同水質基準の項目以外についても排水基準が定められている場合は、この水質基準の規定にかかわらず当該排水基準に適合するものとする。

(3) 浄化槽の処理対象人員

浄化槽の処理対象人員は建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法である日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」（昭和44年7月3日建告第3184号。以下「算定基準」という。）により算定しなければならない。なお、建築物の使用状況により、算定基準により算出した算定人員が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、実情に合わせて算定人員を決定すること。

(4) 浄化槽の設置基数

原則として、同一敷地内については一つの浄化槽を設置するものとする。

(5) 浄化槽工事の技術上の基準

浄化槽工事は共同省令第1条に従って行わなければならない。

2 放流先のない浄化槽の設置

周辺に放流できる水路等がない場合は、浄化槽を設置できないものとする。

ただし、既存住宅の建て替え又は改築等に伴い新たに浄化槽を設置しようとする場合であって、別に定める処理方法等により放流水を処理することによって生活環境の保全及び公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 放流先等の確保

浄化槽を設置しようとする者は、放流先について、生活環境保全上又は利水上支障を生じないように、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽からの放流水は、放流する水路に排水上有効に連結した配管等の設備を通して放流すること。
- (2) 公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は、当該管理者と協議すること。
- (3) 私有の下水溝、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議すること。
- (4) 合併処理浄化槽の設置で道路を占有する場合は、当該管理者と協議すること。

第3章 浄化槽の維持管理

第5 浄化槽の維持管理

浄化槽管理者は浄化槽の維持管理の適正を期するために次の事項を行わなければならない。

1 保守点検の実施

浄化槽の運転状況等を勘案し、異常や故障を早期に発見し、予防的措置を講ずる等正常な機能を確保するために、併せて清掃の時期の決定に関する資料を得るために通常の使用状態において、施行規則で定める技術上の基準である第6の保守点検事項に従い、定期的に保守点検を行うこと。最初の保守点検は浄化槽の使用開始の直前に行うこと。

使用休止から使用を再開する際には浄化槽の使用再開の直前に保守点検を行うこと。

なお、保守点検を委託する場合は、登録条例により市長の登録を受けた保守点検業者に委託しなければならない。

2 浄化槽の清掃

浄化槽内に生じた汚泥の堆積等により浄化槽の機能に支障が生ずるおそれがある場合には、速やかに清掃を行うこと。すべての浄化槽について少なくとも毎年1回は清掃を行い、全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6ヵ月に1回以上とすること。浄化槽の機能に支障が生じるおそれがある状態とは第7の1の清掃時期の指標に掲げる状態をいい、清掃は施行規則で定める技術上の基準である第7の2の清掃作業内容に従い行うこと。

使用の休止に当たって清掃をする場合には、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室及び沈殿分離槽の張り水には、水道水等を使用すること。

なお、清掃を委託する場合は、廃掃法に基づき市長の許可を受けている浄化槽清掃業者に委託しなければならない。

3 保守点検の記録等

(1) 保守点検等の記録又は記録の交付

浄化槽管理者は、施行規則第5条第2項の規定に基づき保守点検又は清掃の記録を作成し、3年間保存しなければならない。

ただし、浄化槽管理者が法第10条第3項の規定により保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者は、保守点検又は清掃の記録を2部作成し、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら3年間保存しなければならない。浄化槽管理者は交付を受けた記録を3年間保存しなければならない。

(2) 記録の方法

1) 保守点検記録

保守点検の記録は、様式1及び2の浄化槽保守点検カードにより行うこと。ただし、5人槽から10人槽までの小型合併処理浄化槽の保守点検の記録は、一般社団法人全国浄化槽団体連合会発行の別紙4で示す小型合併処理浄化槽の保守点検記録票によることができる。

2) 清掃記録

清掃の記録は、様式3及び4の浄化槽清掃カードにより行うこと。ただし、5人槽から10人槽までの小型合併処理浄化槽の清掃記録は、一般社団法人全国浄化槽団体連合会発行の別紙5で示す小型合併処理浄化槽の清掃記録票によることができる。

4 水質に関する法定定期検査

法第11条の規定により、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために毎年1回、浄化槽管理者は指定検査機関に浄化槽法第11条検査依頼書を提出して水質に関する検査を受けること。

なお、浄化槽管理者はこの検査手続を当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う者に委託することができる。

5 放流水の検査

浄化槽の放流水の適正な水質を確保するとともに、浄化槽の正常な稼働の良否を判断するために、必要に応じて検査業者に委託してBOD及び大腸菌の検査を実施するものとする。BOD及び大腸菌の検査基準及び検査方法は第8の放流水の目標水質等によらなければならない。

6 技術管理者の設置

政令で定める処理対象人員が501人以上の浄化槽にあつては、浄化槽の保守点検清掃等に関する技術上の業務を担当させる技術管理者を置くこと。

7 管理責任者の明確化

住宅団地や共同住宅等で浄化槽を共有する場合にあつては、維持管理組合を設置する等の措置を講じて、管理責任者を明確にすること。

貸家等で浄化槽を使用する場合にあつては、あらかじめ重要事項説明に盛り込む等、浄化槽の管理責任者を明確にし、遺漏なく適切に維持管理すること。

8 使用上の注意事項

浄化槽を使用するに際し、施行規則第1条の次の事項を遵守すること。

- (1) し尿を洗い流す水は、適正量とする。
- (2) 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であつて、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させない。
- (3) 単独処理浄化槽にあつては、雑排水を流入させない。
- (4) 合併処理浄化槽にあつては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させない。（平成31年3月20日環境省通知「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて（技術的助言）」参照のこと）
- (5) 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らない。
- (6) 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けない。
- (7) 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
- (8) 通気装置の開口部をふさがない。

9 浄化槽管理者の措置義務

適正な水質を確保するために定期的な保守点検、清掃等の維持管理業務を体系的に実施する中で、放流水等が生活環境の保全及び公衆衛生上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、その支障の除去又は発生の防止のために除却等を含め、必要な措置を講じること。

10 浄化槽維持管理に係る報告等

浄化槽管理者は次の報告等を自ら行うか、又は委託して実施し、これらの手続関係図書又はこれら図書の写しを浄化槽の設置場所に保管すること。

(1) 浄化槽の技術管理者の変更手続

浄化槽管理者は、法第10条の2第2項に基づき、技術管理者を変更したときは変更の日から30日以内に、浄化槽法施行細則第5条第2号により規定する浄化槽技術管理者変更報告書の正本1部、副本1部を市長に提出する。

(2) 浄化槽管理者の変更手続

浄化槽管理者に変更があつたときは、新たに浄化槽管理者となった者は、法第10条の2第3項に基づき、変更の日から30日以内に、浄化槽法施行細則第5条第3号により規定す

る浄化槽管理者変更報告書の正本1部、副本1部を市長に提出する。

(3) 浄化槽の使用休止、使用再開又は廃止の手続

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を休止、使用の再開又は廃止したときは、浄化槽法第11条の2及び第11条の3に基づき、当該浄化槽の使用の休止、使用の再開又は廃止の日から30日以内に、同条で規定する浄化槽使用休止届出書、浄化槽使用再開報告書又は浄化槽使用廃止届出書の正本1部、副本1部を市長に提出する。

第6 保守点検事項

1 保守点検の回数

施行規則第6条に定める浄化槽の保守点検の回数は次のとおりである。

(1) 単独処理浄化槽

処理方式	浄化槽の種類	回 数
全ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	3カ月に1回以上
	処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2カ月に1回以上
	処理対象人員が301人以上の浄化槽	1カ月に1回以上
分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4カ月に1回以上
	処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3カ月に1回以上
	処理対象人員が301人以上の浄化槽	2カ月に1回以上
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		6カ月に1回以上
備 考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。		

(2) 合併処理浄化槽

処理方式	浄化槽の種類	回 数
分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4カ月に1回以上
	処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3カ月に1回以上
活性汚泥方式		1週間に1回以上
回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週間に1回以上
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く）	2週間に1回以上
	3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3カ月に1回以上
備 考 この表における処理対象人数の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。		

(注1) 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒薬の補給は(1)、(2)にかかわらず必要に応じて行うものとする。

(注2) 脱窒ろ床接触ばっ気方式の保守点検回数は、使用開始から初期の処理機能が発揮されるまでの間にあっては、実態に応じた植種の実施、循環装置や空気供給量の調整等を行うために必要な間隔で実施するものとする。

2 保守点検事項

施行規則第2条に定める浄化槽の保守点検を行う基本的な事項は次のとおりである。

単位装置名		点検すべき内容等
流入管きょ、インバート升移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かく拌装置、流出口、放流管きょ		○異物等の付着、目づまり、破損はないか。
スクリーン		○スクリーンの目づまりはないか。 ○沈砂池等の異物、砂等の堆積状況
一次処理装置 沈殿分離室（タンク）、腐敗室、沈殿分離槽（タンク）		○スカム、汚泥等の堆積状況に異常はないか。
嫌気ろ床槽		○スカム、汚泥等の堆積状況に異常はないか。 ○ろ床の目づまり、異常な水位の上昇、死水域が生じていないか。
流量調整槽（タンク）		○ポンプ作動水位及び計量装置等の作動状況に異常はないか。 ○スカム、沈殿物の堆積はないか。
散水ろ床型二次処理装置 散水ろ床		○均等な散水に異常はないか。 ○異物等の付着はないか。 ○生物膜の状況
平面酸化型二次処理装置		○均等な流水に異常はないか。 ○異物等の付着はないか。 ○生物相の状況
単純ばっ気型二次処理装置		○浮遊物の有無（にがり方）の状況
二階タンク	沈殿室	○浮上物の生成状況に異常はないか。
	消化室	○スカム、堆積汚泥及び消化汚泥の生成状況に異常はないか。
ばっ気室		○汚泥沈殿率（ SV_{30} 10～60%）に異常はないか。 ○溶存酸素量が適正に保持されているか。
ばっ気槽（タンク）及び流路		○汚泥沈殿率の状況 ○溶存酸素量が適正に保持されているか。 ○混合液浮遊物質濃度が適正に保持されているか。
接触ばっ気室 接触ばっ気槽		○過剰肥厚生物膜、はく離汚泥及び堆積汚泥の生成状況 ○溶存酸素量が適正に保持されているか。
回転板接触槽		○過剰肥厚生物膜、はく離汚泥及び堆積汚泥の生成状況
重力返送式沈殿室若しくは、重力移送式沈殿槽、沈殿槽汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池		○スカムの生成状況等
別置型沈殿室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池		○スカム及び堆積汚泥の生成状況等

単位装置名	点検すべき内容等
汚泥貯留槽（タンク）	○汚泥の貯留状況等
消毒室・消毒槽（タンク）	○消毒の接水や薬剤の補給状況 ○汚泥等の堆積はないか。
付 属 機 器 類	○駆動及び作動状況、機能の状況 ○騒音及び振動の発生状況
中間流量調整槽	○ポンプ作動水位及び計量装置状況
攪拌装置	○異物等の付着はないか。
脱窒ろ床槽	○死水域、異常な水位の上昇が生じていないか。
硝化用接触槽 脱窒用接触槽 再ばっ気槽	○溶存酸素量が適正に保持されているか。 ○死水域が生じていないか。
硝化槽 脱窒槽	○溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されているか。
汚泥濃縮装置 汚泥脱水装置 活性炭吸着装置	○通水量が適正に保持されているか。 ○ろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われているか。
循環装置 砂ろ過装置	○作動状況

3 溶存酸素量(DO)及び混合液浮遊物質濃度(MLSS)等の調整

(1) 溶存酸素量 (DO)

接触ばっ気方式及び活性汚泥方式の浄化槽における運転条件中の調整は次のとおりとする。

(単位 mg/ℓ)

方 式 \ 項 目	単位装置名	基 準
接 触 ば っ 気 方 式	接触ばっ気室	室内均等におおむね0.3以上
	接触ばっ気槽	槽内均等におおむね1.0以上
活性汚泥法	ばっ気室	室内均等におおむね0.3以上
	ば っ 気 槽 （ タ ン ク ）	槽内均等におおむね1.0以上
循環水路ばっ気方式	循環流路	流路内均等におおむね1.0以上
回転板接触方式	回転板接触槽	槽内均等におおむね1.0以上
硝化液循環活性汚泥方式	脱窒槽	槽内均等におおむね0
	硝化槽	槽内均等におおむね1.0以上
三次処理脱窒・脱りん方式	硝化用接触槽	槽内均等におおむね1.0以上
	脱窒用接触槽	槽内均等におおむね0
	再ばっ気槽	槽内均等におおむね1.0以上

(2) 混合液浮遊物質濃度 (MLSS)

単独処理浄化槽のものにあつては、ばっ気室内混合液の30分間汚泥沈殿率が概ね10%から60%の範囲内で調整し、合併処理浄化槽のものにあつては、次のとおりとする。

方 式 \ 項 目	単位装置名	基 準
長時間ばっ気方式	ばっ気槽（タンク）	3,000 ～ 6,000 mg/ℓ
循環水路ばっ気方式	循環流路	
標準活性汚泥法	ばっ気槽（タンク）	1,000 ～ 3,000 mg/ℓ
分注ばっ気方式	ばっ気タンク	
汚泥再ばっ気方式	ばっ気タンク	1,000 ～ 3,000 mg/ℓ
	汚泥再ばっ気タンク	6,000 ～ 10,000 mg/ℓ
硝化液循環活性汚泥方式	脱窒槽	3,000 ～ 6,000 mg/ℓ
	硝化槽	

4 保守点検時の水質検査

保守点検時に行う水質検査の項目及び検査方法等は別表1の水質検査項目及び検査方法のとおりとする。

第7 清掃事項

1 清掃時期の指標

浄化槽の機能に支障が生じるおそれがある状態とは次のとおりである。

単位装置名	清掃時期の目安
スクリーン	○汚物等の付着による目づまり又は閉塞が認められるとき。
沈殿分離室（タンク） 腐敗室	○スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき 又は汚泥の堆積面が流出管若しくはバツフルの下端開口部からおおむね10cmに達したとき。
沈殿分離槽（タンク） 流量調整槽（タンク）	○流出水の浮遊物質等が著しく増加し、二次処理装置に支障を生ずるおそれが認められるとき。
嫌気ろ床槽	○流出水の浮遊物質等が著しく増加し、二次処理装置に支障を生ずるおそれが認められるとき。 ○ろ床の目づまり等による死水域、短絡流が生じたとき。
散水ろ床 平面酸化床	○異物等の付着が認められ、かつ、装置の機能に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。
ばっ気室	○汚泥沈殿率（SV ₃₀ ）がおおむね60%に達したとき。
単純ばっ気型二次処理装置	○著しい濁りが認められ、かつ、流出水に著しい浮遊物質の混入が認められるとき。
ばっ気層 ばっ気タンク（汚泥貯留タンクを有しないもの）	○第6の保守点検事項の3の（2）において、混合液浮遊物質濃度の基準を越えるとき。
接触ばっ気室（汚泥移送装置を有しないもの）	○生物膜が過剰肥厚して接触材の閉塞のおそれが認められるとき又は室内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められたとき。
回転板接触槽	○生物膜が過剰肥厚して接触材の閉塞のおそれが認められるとき、又は槽内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められたとき。

単位装置名	清掃時期の目安
二階タンク型一次処理装置 (単独)	○スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。
排砂槽	○沈殿物等の堆積が認められたとき。
脱室ろ床槽	○流出水の浮遊物質等が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じる恐れが認められるとき。
中間流量調整槽	○スカムの生成が認められたとき。
凝集槽	
二階タンクの消化室(合併)	○スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね30cmに達したとき、又は堆積汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね30cmに達したとき。
汚泥貯留槽(タンク)	○スカム、汚泥及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したとき。
汚泥濃縮貯留槽(タンク)	
その他	○単位装置に著しく、沈殿物、浮遊物質が生じたとき。

2 清掃作業内容

施行規則第3条で定める清掃の基本的な技術上の基準は次のとおりである。

(1) 単独処理浄化槽

単位装置名	清掃内容
沈殿分離室(タンク)	○汚泥を全量引き出すこと。
腐敗室	○内壁等の洗浄に使用した水は室内の張り水とすること。
散水ろ床 平面酸化床	○ろ床の生物膜の機能を阻害しないように、付着物を引き出し、洗浄すること。
ばっ気室(タンク)	○張り水後のばっ気室の混合液の汚泥沈殿率がおおむね、10%～15%になるようにすること。 ○ばっ気室の壁に付着した汚泥は洗浄し張り水として利用すること。
接触ばっ気室	○生物膜を強制はく離した後、はく離汚泥を沈殿分離室に移送すること。 ○はく離汚泥を接触ばっ気室から直接引き出す場合は、接触材、ばっ気装置等を破損しないようにすること。

(2) 合併処理浄化槽

単位装置名	清 掃 内 容
スクリーン	○付着物、沈殿物を引き出し洗浄すること。
単位装置名	清 掃 内 容
沈殿分離槽（タンク） 流量調整槽（タンク）	○スカムについては全量、堆積汚泥については可能な限りの量を引き出し、中間水については、可能な限り引き出さないこと。
嫌気ろ床槽	○第1室の槽内液は全量、第2室以降の汚泥、スカムは、適正量引き出すこと。 ○ろ床等の洗浄に使用した水は可能な限り全量引き出すこと。
二階タンク	○汚泥、スカム等の引出しは有効消化槽容量のおおむね20%ぐらいを残して引き出すこと。
散水ろ床	○単独処理の散水ろ床に準ずること。
ばっ気槽	○単独処理のばっ気槽に準ずること。（汚泥貯留槽のない施設のみ適用）
接触ばっ気槽	○単独処理の接触ばっ気槽に準ずること。
回転板接触槽	○生物膜を強制はく離した後、はく離汚泥を全量回転板接触槽から引き出すこと。
汚泥貯留槽（タンク） 汚泥濃縮貯留槽（タンク）	○汚泥等の引き出しは、脱離液を流量調整槽又はばっ気槽に移送した後全量とすること。
排砂槽	○砂等の貯留状況に応じて砂等を引き出し洗浄、掃除等を行うこと。
脱室ろ床槽	○第1室は全量引き出し、適正量の水張りを行うこと。第2室以降の汚泥、スカムは適正量引き出すこと。
中間流量調整槽	○スカムや汚泥を適正量引き出すこと。
凝集槽	○スカムや汚泥を適正量引き出し、適正量の水張りを行うこと。

(注) 清掃後においては、規定水位の張り水を行うこと。

- (3) 使用の休止に当たって清掃する場合は、汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。また、洗浄水は清掃後の張り水として使用してはならないものとする。

第8 放流水の目標水質等

1 水質基準

浄化槽放流水のBOD及び大腸菌の基準は次のとおりである。

- (1) 平成18年2月1日以降に設置された浄化槽については、BODの除去率90%以上並びに放流水のBOD20mg/ℓ以下並びに大腸菌数800CFU（コロニー形成単位）/mL以下とする。
- (2) 昭和55年建設省告示第1292号による新構造基準の浄化槽

処理対象人員	処理方法	性 能		
		放流水のBOD (単位：mg/ℓ)	BOD除去率 (単位：%)	大腸菌数 (単位：CFU/mL)
50人以下	単独処理	90以下	65以上	800以下
51～500人	合併処理	60以下	70以上	
501人以上	合併処理	30以下	85以上	

(注) 50人以下の合併処理浄化槽にあつては、BOD除去率90%以上、放流水のBOD濃度20mg/ℓ以下であること。

(3) 昭和44年建設省告示第1726号による旧構造基準の浄化槽

処理対象人員	処理方法	性 能		
		放流水のBOD (単位：mg/ℓ)	BOD除去率 (単位：%)	大腸菌数 (単位：CFU/mL)
100人以下	単独処理	90以下	65以上	800以下
101～500人	合併処理	60以下	70以上	
501人以上	合併処理	30以下	85以上	

(4) 下水道法第4条第1項の規定により定められた事業計画において、浄化槽設置後3年以内に同法第2条第8号に規定する処理区域となることが予定されている区域内に設置される浄化槽及び昭和50年3月31日以前に設置されている浄化槽

処理対象人員	処理方法	性 能		
		放流水のBOD (単位：mg/ℓ)	BOD除去率 (単位：%)	大腸菌数 (単位：CFU/mL)
500人以下	単独処理	90以下	65以上	800以下
501～2,000人	合併処理	60以下	70以上	
2,001人以上	合併処理	30以下	85以上	

なお、浄化槽管理者は(2)から(4)に該当する浄化槽であっても(1)に掲げる合併処理の基準に準拠するよう改善に努めなければならない。

(5) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域の浄化槽放流水に関して(1)、(2)に規定する水質基準より厳しい排水基準が定められ、又は同水質基準の項目以外についても排水基準が定められている場合は、この水質基準の規定に関わらず、当該排水基準に適合するものとする。

2 検査方法

検査項目	生物化学的酸素要求量 (BOD)	大腸菌数
単 位	mg/ℓ	CFU/mL
採取箇所	消毒前の放流水	消毒後の放流水
検査方法	J I S K 0 1 0 2 - 2 1 に該当する方法	下水の水質の検定方法に関する省令(昭和三十七年厚生省・建設省令第一号)に規定する方法
検査の概要	試料を希釈してその際の溶存酸素を測定しておき、これを20℃で5日間保存(培養)した後の検水中の残りの溶存酸素をさらに測定し、その前後の溶存酸素の量の差で表す。なお、試料採取後24時間以内に検査に着手すること。	34℃～37℃の恒温装置を用いて18時間～24時間程度培養し、拡大鏡を用いて青色のコロニー数を数え試料中の大腸菌数を算出する。
摘 要	水中に有機物があれば好気性微生物によって分解されるが、これは有機物を餌として微生物が増殖していくためであり、有機物は次第に安定してくる。この微生物の増殖に要求される酸素量をBODという。	

第9 関係者等の責務

1 浄化槽製造業者

浄化槽製造業者は、浄化槽を市内で販売する場合には、次の事項を遵守するものとする。

(1) 浄化槽の設置工事が適正に行われるよう、販売から設置工事に至る経路を常に把握してお

くこと。

- (2) 浄化槽の適正な設置工事及び維持管理を確保するため、関連業者に対し、必要な技術指導を行うこと。
- (3) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の使用手法、保守点検の方法等維持管理の重要性について認識を高めるため、啓発文書等を作成し配布すること。

2 建築士

建築士は、建築物の設計、確認申請等の手続又は工事監理を行う場合には、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 建築物の設計、確認申請等の手続の代理業務を行う場合には、建築主が浄化槽を設置するかどうかを事前に確認し、設置する場合は、必ず設置手続を行うこと。
- (2) 工事監理を行う場合には、浄化槽の設置手続が完了していることを確認すること。
- (3) 浄化槽管理者に対し、使用開始報告、法第7条に基づく設置後等の水質に関する検査の手続及び維持管理手続を行うよう指導すること。

3 建築請負業者

建築請負業者は、建築工事に浄化槽工事を伴う場合には、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽の工事に先立って、設置又は構造変更等の手続が完了していることを確認し、完了していない場合は、委託を受けて自ら手続を行うか、浄化槽管理者又はその委託を受けた建築士に手続を行わせること。
- (2) 浄化槽管理者に対し、重要事項説明の際に、使用開始報告、法第7条に基づく設置後等の水質に関する検査の手続及び維持管理手続を行うよう指導すること。建築士等関係者と連絡調整し、遺漏なく指導すること。
- (3) 設置した浄化槽について工事上の問題が発見された場合は、速やかに改善を図ること。
- (4) 建築工事が終了し、建築主に引渡しを行う際には、自ら浄化槽工事について説明できない場合は、実際に工事を行った浄化槽工事業者に説明させること。

4 浄化槽工事業者

浄化槽工事業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽工事を行う場合には、法第6条に基づき浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行うこと。
- (2) 浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する手続事項並びに浄化槽の使用手法及び維持管理の必要性について、浄化槽工事の終了後できるだけ早い時期に必ず説明すること。
- (3) 浄化槽の設置又は構造変更等の手続が完了していない場合、又は浄化槽の工事の計画が設置等の手続によって提出された書面に記載されている内容と相違している場合は、その工事に先立って、委託を受けて自ら手続を行うか、浄化槽管理者又はその委託を受けた建築士に必要な手続を行わせること。
- (4) 浄化槽管理者が、使用開始報告及び法第7条に基づく設置後等の水質に関する検査の手続を行っていない場合には、その委託を受けて速やかに手続を行うこと。
- (5) 設置した浄化槽について工事上の問題が発見された場合は、速やかに改善を図ること。

5 浄化槽保守点検業者

浄化槽保守点検業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な使用手法及び維持管理について指導すること。
- (2) 最初の保守点検業務を実施する際、浄化槽管理者が使用開始報告、使用再開届出及び法第

7条に基づく設置後の水質に関する検査の手続を行っているかどうかを確認し、行っていない場合には、その委託を受けて速やかに手続を行うこと。

また、法7条に基づく設置後の水質に関する検査の行われていない旨を、速やかに当該浄化槽管理者に通知すること。

- (3) 浄化槽管理者が法第11条に基づく定期の水質に関する検査の手続を行っていない場合には、その委託を受けて速やかに手続を行うこと。

また、法11条に基づく設置後の水質に関する検査の行われていない旨を、速やかに当該浄化槽管理者に通知すること。

- (4) 保守点検業務を実施した際、当該浄化槽について、製造上又は工事上の問題を発見した場合は、浄化槽管理者及び浄化槽製造業者又は浄化槽工事業者に連絡をとり、適切な措置を講じること。

- (5) 保守点検委託契約の報告

保守点検業者は、委託契約の締結状況を様式5により、毎年度ごとに市長に報告すること。

なお、この報告は4月1日現在の状況を6月30日までに提出するものとする。

6 浄化槽清掃業者

浄化槽清掃業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な使用方法等について指導すること。
- (2) 使用開始後8カ月を経過する前に清掃業務を実施する際、浄化槽管理者が使用開始報告及び法第7条に基づく設置後の水質に関する検査の手続を行っているかどうかを確認し、行っていない場合には、その委託を受けて速やかに手続を行うこと。
- (3) 浄化槽管理者が法第11条に基づく定期の水質に関する検査の手続を行っていない場合には、その委託を受けて速やかに手続を行うこと。
- (4) 浄化槽保守点検業者との連携を図ること。
- (5) 浄化槽の使用休止又は使用廃止に係る清掃を実施した際、浄化槽管理者に対して使用休止届出又は使用廃止届出の手続について説明すること。

7 排水設備指定工事店

浄化槽の使用廃止に係る清掃を実施した際、浄化槽管理者に対して使用廃止届出の手続を行っているかどうかを確認し、行っていない場合には、その委託を受けて速やかに手続を行うこと。

8 (一社) 埼玉県浄化槽協会

(一社) 埼玉県浄化槽協会は次の事項を行うものとする。

- (1) 浄化槽の製造販売、工事、保守点検及び清掃に関して会員に対する指導監督に努め、社会的使命の重要性を認識させること。
- (2) 会員に対して、専門的知識及び技術の向上を図るため、講習会、研修会及び情報提供を行うこと。
- (3) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の知識の啓発を図ること。
- (4) 浄化槽管理者から会員の行った業務に関して苦情等があった場合は、協会として対応し措置を講じること。
- (5) 法第7条及び第11条の水質に関する法定検査の受検促進に努めることを会員に指導すること。

9 (一社) 埼玉県環境検査研究協会

(一社) 埼玉県環境検査研究協会は次の事項を行うものとする。

- (1) 法に基づく指定検査機関として、公正な検査業務を行うこと。
- (2) 浄化槽管理者に対し、法第7条及び11条の水質に関する法定検査を受けなければならない旨の啓発に努めるとともに、その法定検査結果を市長に報告すること。
- (3) 検査後は、浄化槽管理者に対し、適正な助言指導を行うこと。

10 不動産業者

不動産業者は、浄化槽を設置している物件の取扱に際して、次の事項を遵守するものとする。

浄化槽管理者に対し、重要事項説明の際に、使用開始報告又は管理者変更報告、法定検査の手続及び維持管理手続を行うよう指導すること。

第10 浄化槽行政検討会議

浄化槽に関する行政を円滑に推進するために担当課及び関係各課等で構成する浄化槽行政検討会議を環境共生部内に設置する。

なお、この会議の組織、運営などについて必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成14年10月23日から施行する。

この要綱は、平成21年 1月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表 1

水質検査項目及び検査方法

検査項目	単位	基準	採水箇所	検査方法
①水 温	℃	(参考) 10℃以上	放流水	下水試験方法又はJIS K 0102-7.2に該当する方法。
②外 観	—	(参考) 微以下	放流水	下水試験方法又はJIS K 0102-8に該当する方法。
③臭 気	—	(参考) 軽い下水臭などごくわずかの臭気以内	放流水	下水試験方法又はJIS K 0102-10に該当する方法。
④透 視 度	cm	(参考) 単独・……7cm以上 合併 BOD 60mg/ℓ以下 ……10cm以上 BOD 30mg/ℓ以下 ……15cm以上 BOD 20mg/ℓ以下 ……20cm以上	放流水	下水試験方法又はJIS K 0102-9に該当する方法。
⑤水素イオン濃度 (pH)	—	5.8～8.6	放流水	下水試験方法、JIS Z 8802に該当する方法又はpH測定試験紙による方法等 (1) pH測定試験紙による方法 (2) 比色法 (3) ガラス電極法 (pH計)
⑥汚泥沈殿率 (SV)	%	単独処理浄化槽 10%以上おおむね 60%以下 合併処理浄化槽 10%以上	ばっ気室 (タンク)	下水試験方法

検 査 の 概 要	摘 要
水温の測定に適する棒状水銀温度計又はペッテンコーヘル水温計を用い、採水直後に直射日光や周囲の輻射を避けて、指針が一定になってから読みとる。	水温が10℃以下になると、生物活動はある程度影響をうけ浄化効率は低下する。
採水直後の検水を比色管等にとり、白紙又は黒紙上に置いて透視し、肉眼により観察する。 できるだけ具体的に該当する色の種類ごとに濃、淡、微として記録する。	外部から見たままの状態をいい、検水全体の色の種類と程度、浮遊物、けん濁物、沈殿物の色の種類と量及び特異な状態等を観察し、これにより汚濁の程度、含有物質を推測しうる。
・冷時臭—室温における検水の臭気 検水約100mlを共せん付三角フラスコにとり、密せんして室温において激しく振り混ぜたのち、開せんと同時に臭気の有無及び臭気の種類とその程度を検査する。できるだけ具体的に該当する臭気の種類ごとに強、弱、微として記録する。 ・温時臭—検水を40℃に温めたときの臭気	浄化が十分に進行していれば臭気、特にし尿臭は少ない。 下水臭程度は比較的正常とみてよい。
試料を透視度計に満たして、上方から透視をしながら下口から試料を流出させ、底部の活字（又は一定の画線）がはじめて明らかに読みとれるときの試料の高さ(cm)を読みとり、これを透視度とする。 なお、周囲の明るさや検査する人の視力に影響され、個人差がかなり大きいので、正確度を要求する場合は昼光のもとで直接日光を避けて、一定の明るさで行い平均値を求める。	試料の透明の度を示すもので、浮遊物質が多ければ透視度が悪く、少なければ良い。 透視度計 高さ32cm、直径3.3～3.5cm、底部から5cmの高さまで0.5cmごとに5cm以上、30cmまで1cmごとに目盛をした下口付の平底ガラス同筒で、底部に5号活字（5画程度）を黒で印刷した白色の紙片又はプラスチック片などを付けてあるもの。
(1) ろ紙の細片に基準濃度の指示薬溶液（プロムチモールブルー、フェノールレッド等）を浸し、乾燥させた試験紙で検水に浸して呈色させ、標準変色表と比色、判定できるもの。 (2) 比色管に一定量の試料水を採取しこれに一定量の指示薬を加えて呈色させ、標準比色管と比色、判定できるもの。 (3) 薄いガラス膜をはさんで相接する二つのpH溶液が異なるとpHの差に応じてガラス膜の両端に電位差が生ずる現象を利用してpHを測定する機器。	試料が酸性やアルカリ性のものは、何か異物が混入したと考えられ、そのような状態では浄化が十分に行われない。 なお、試料が比較的きれいな場合には(1)、又は(2)の方法で着色、こん濁していれば(3)の方法で測定すること。
ばっ気室（タンク）内に混合液を容量1ℓのメスシリンダーにとり、30分間静置した後、沈殿量のml数を読みとり全容量に対する活性汚泥の沈殿容量を百分率で算定する。 汚泥が沈んだ容量(ml) $\text{汚泥沈殿率} = \frac{\text{全 量(ml)}}{\text{全 量(ml)}} \times 100$	SV試験は、メスシリンダー上澄液が透明に分離されているか、沈殿汚泥面が判然と区別されているか、またSVの性状はどうか等活性汚泥の機能を判断する重要な役割を持つ。

検査項目	単位	基準	採水個所	検査方法
⑦塩素イオン (Cl ⁻)	mg/ℓ	(参考) 110mg/ℓ前後	放流水	下水試験方法又は塩素イオン計・JIS K 0102-35.2
⑧亜硝酸反応	—	紅色反応	放流水	GR法
⑨残留塩素	mg/ℓ	桃色～桃赤色反応	消毒後の放流水	JIS K 0102-33.2 (DPD法)、上水試験方法、下水試験方法 (DPD法) 又は残留塩素計による方法
⑩溶存酸素量 (DO)	mg/ℓ	0.3以上	ばっ気タンク (室) 接触ばっ気室	JIS K 0102-32に該当する方法 (ウインクラー変法) 又は溶存酸素計による方法
		1 以上	ばっ気槽・接触ばっ気槽・回転板接触槽	

検 査 の 概 要	摘 要
硝酸銀法 検水の適量を容器にとり水を加え約50mlとし、これにクロム酸カリウム指示薬 1 mlを加え、よくかき混ぜながら0.0282N硝酸銀溶液で検水がもはや消えない微赤黄色を呈するまで滴定し、ここに要した硝酸銀溶液のml数を求めて、塩素イオンを算定する。	塩素イオンは、浄化によって減少しにくい性質を持っているため、塩素イオン濃度を測定することにより洗浄水によって希釈された倍率を推計する指標となる。 $\text{希釈倍率} = \frac{5,500}{\text{Cl}_E^- - \text{Cl}_W^-}$ 5,500—し尿中の塩素イオン (ppm) Cl_E^-—放流水の塩素イオン (ppm) Cl_W^-—洗浄水の塩素イオン (ppm)
試料約5mlを比色管にとり粉末GR試薬0.3gを加え静かにかき混ぜて10分間静置後、紅色を呈すれば亜硝酸イオン陽性である。	硝化の第一段階でアンモニア性窒素が酸化して、硝酸性窒素でなる中間生成物で、亜硝酸反応があれば十分に酸化が行われていることがわかる。
DPD法 (1) 遊離残留塩素 磷酸緩衝液 (pH6.5) 2.5mlを共栓比色管50mlにとり、ジエチル-P-フェニレンジアミン試薬0.5gを加え、試料の適量を加え、更に水を標線まで加える。次に栓をしてよく振り混ぜ、直ちに(1分以内)その呈色を残留塩素標準比色液と側面から比較して試料中の遊離残留塩素の濃度 (mgCl/l)を求める。 (2) 残留塩素 (1)で発色させた溶液によう化カリウム約0.5gを加え、栓をして振り混ぜて溶かし、約2分間放置後、その呈色を残留塩素標準比色液と側面から比較して 試料中の残留塩素の濃度 (mgCl/l)を求める。 (3) 結合残留塩素 残留塩素と遊離残留塩素の差	残留塩素には遊離型と結合型とがあり試料中にアンモニア性窒素が多量に含まれると塩素を注入しても結合型となる。 遊離型は微量で迅速な殺菌速度を示し、0.2ppmの残存で腸内細菌類は直ちに死滅するが、結合型にあっては1.5ppm以上要する。一般的には結合型残留塩素により殺菌を行っている。 なお、塩素消毒は悪臭防止等にも効果がある。
試料に硫酸銅、スルファミン酸溶液を加えて微生物の呼吸を止めて、その上澄液について検査を行いばっ気によって供給される酸素の量と微生物によって消費される酸素の量の差を測定する。	溶存酸素とは水中に溶解している酸素で、汚染水中では消費されてその含有量は少ない。

検査項目	単位	基準	採水箇所	検査方法
⑪混合液浮遊物質 濃度 (MLSS)	mg/ℓ	要領第6の3による	ばっ気槽 (タンク)	下水試験方法又はMLSS 計による方法
⑫生物相	—	活性汚泥生物の明示	散水ろ床 平面酸化床 ばっ気槽	顕微鏡による

検 査 の 概 要	摘 要
遠心分離法 試料50mlを沈殿管（50ml用）にとり3,000～4,000rpmで2～3分間遠心分離を行い、浮遊物質を管底に沈殿させる。ついで上澄液をデカントして捨て、沈殿物に水を加えて50mlとし、ガラス棒を用いてよくかき混ぜたのち、再び前と同様に遠心分離し上澄液を捨てる。^{注1}次に、沈殿物を、あらかじめ強熱してデシケーター中で放冷したのち、質量をはかつてある蒸発皿に水で洗い入れ、水浴上で蒸発乾固する。これを乾燥器中で105～110℃で、約2時間^{注2}乾燥したのち、デシケーターの中で放冷してはかり蒸発皿の前後の質量の差（a mg）を求め、次式によって浮遊物質のmg/lを算出する。 $\text{活性汚泥浮遊物質 (mg/l)} = a \times \frac{1,000}{\text{試料ml}}$ 注1 溶解性物質濃度の高い試料の場合は、この洗浄操作を2～3回行うことが望ましい。 注2 浮遊物質濃度の高い試料の場合は、乾燥時間をさらに長くし、恒量を得るまで乾燥する。	活性汚泥法のばっ気槽内の微生物量又は生物学的活性を有する汚泥量を表す指標となる。
試料をよく混和した後、その1滴をスライドグラスにとり顕微鏡を用いて数視野にわたり150～400倍の倍率で、生物を観察しこの操作を1検体について、通常数回行う。	・活性汚泥生物（浄化作用を行う） アスピディスカ、エビスティリス、ポルティセラ、カルケシウム、ズーグレア、オペルクラリヤ、アメーバー ・非活性汚泥生物（浄化作用を行わない） ユーグレナ、オイコモナス、円虫類、コルピデイユム、グラウコーマ、ウロネマ ・中間生物 スチロニキヤ、リトノックス、キロドネラ なお、ばっ気不足等ではペギータ等の硫黄細菌類、膨化現象時にはスフェロチルスが出現する。

別紙1

浄化槽設置届出書

年 月 日

(あて先) さいたま市長

設置者の住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 設置場所の地名地番			
2. 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他		
3. 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
4. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m ²		
5. 処理対象人員及び算定根拠	人		
6. 処理能力	イ. 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/ℓ	
7. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他 ()		
8. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号		
9. 着工予定年月日	年 月 日	10. 使用開始予定年月日	年 月 日
11. 付近の見取図			
12. その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

--

- (注意) 1. 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。
2. 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
3. 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

別紙2

(表)
浄化槽に関する調査書

建築主住所氏名	電話番号			
建築場所				
主要用途				
建築物の構造規模	造 地上 階 地下 階建て 延べ面積 m ²			
建築物の用途 別処理対象人員算定	建築物の用途	算定床面積	単位当たり算定人員	処理対象人員
				(計 人)
使用予定人員及び算定根拠	人			
便器数	大便器 個	小便器 個	女子専用 個	兼用便器 個
種類	・浄化槽法第13条による認定 () 認定浄化槽 名称 認定番号.....			
	・昭和55年建設省告示第1292号第 第 号 ・建築基準法第68条の25による認定 国土交通大臣認定浄化槽 認定番号.....			
処理能力	日平均汚水量		m ³ /日	
	生物化学的酸素要求量の除去率		%以上	
	放流水の生物化学的酸素要求量		mg/l 以下	
浄化槽工事業者住所・氏名	(登.....)知事(届.....) 第 号 電話番号			
使用開始予定年月日	年 月 日			
その他特記すべき事項				
浄化槽の仕様等				
槽の材質	製	排気管	径	cm 長さ m
汚水管	導入管内径 cm 排水管内径 cm	勾配 1/ 勾配 1/	受付欄	
汚水の排水方法	自然流下 ポンプ kW	台		
通気孔	cm ²			

注

- 1 浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書の正本に2部、副本に1部添付すること。
- 2 認定浄化槽については、裏面の記入は、省略することができる。

(裏)

方 式 容 量 等	処 理 方 法		
	(フローシート)		
	各単位装置の名称	室 数	内 容 又 は 容 量
備 考			

別紙3

浄化槽変更届出書

年 月 日

(あて先) さいたま市長

設置者の住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

浄化槽の構造又は規模の変更をしたいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 設置場所の地名地番			
2. 設置届出年月日	年 月 日		
3. 変更の内容及び理由			
4. 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他		
5. 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
6. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m ²		
7. 処理対象人員及び算定根拠	人		
8. 処理能力	イ. 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/ℓ	
9. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他 ()		
10. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号		
11. 着工予定年月日	年 月 日	12. 使用開始予定年月日	年 月 日
13. 付近の見取図			
14. その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

--

- (注意) 1. 4欄、5欄及び9欄は、該当する事項を○で囲むこと。
2. 13欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
3. 14欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

別紙4

小型合併処理浄化槽（5～10人槽用）の保守点検記録票

保守点検の日時： 年 月 日 AM・PM（ : ）

都道府県コード

検印

浄化槽の使用者名：				住所			
浄化槽の管理者名：				巡回用件：定期・契約・要請・その他（ ）			
メーカー名・型式名：				処理対象人員： 人		実使用人員： 人	
処理方式：嫌気ろ床接触ばっ気方式・分離接触ばっ気方式・その他（ ）							
天 候：		気 温： ℃		異常な臭気：無・有		異常な騒音：無・有	
異常な振動：無・有							
検 水		外 観		臭 気		水 温	
透視度		pH		亜硝酸		残留塩素	
嫌気ろ床槽 (沈殿分離槽)	第1室	無・微・有（ ）		—		cm	
	第2室	無・微・有（ ）		—		cm	
流 出 水							
接触ばっ気槽内水		無・微・有（ ）		℃		cm	
沈 殿 槽 流 出 水		無・微・有（ ）		—		cm	
消 毒 槽 流 出 水		—		—		—	
						mg/ℓ	
接触ばっ気槽内のDO分布		上部 mg/ℓ		中部 mg/ℓ		下部 mg/ℓ	
その他						mg/ℓ	
その他の分析結果							
注) 1. 外観：嫌気ろ床槽第2室以降ではミジンコの有無も確認すること。							
2. 臭気：有の場合はその特徴を記入する。(a：下水臭 b：し尿臭 c：腐敗臭 d：カビ臭 e：その他)							
点 検 個 所		点 検 す べ き 状 況					
流 入 管 渠		点検弁の蓋の密閉状況（良・不良） 滞水（無・有） 漏水（無・有） 異物等の堆積又は付着（無・有）					
放 流 管 渠		異物等の堆積又は付着（無・有） 滞水（無・有） 漏水（無・有）					
嫌 気 ろ 分 離 槽	第1室	異常な水位の上昇（無・有（ cm））					
		蚊・はえ等の発生状況（無・有） スカムの生成状況（無・有（ cm））					
	第2室	異物の流入状況（無・有） 堆積汚泥の生成状況（無・有（ cm））					
		異常な水位の上昇（無・有（ cm））					
接 触 ば っ 気 槽	第1室	蚊・はえ等の発生状況（無・有） スカムの生成状況（無・有（ cm））					
		異物の流入状況（無・有） 堆積汚泥の生成状況（無・有（ cm））					
接 触 ば っ 気 槽		ばっ気攪拌の状況（良・不良） 泡の生成状況（無・少・多）					
沈 殿 槽		汚泥移送装置の有無（無・有の場合：停止中・運転中：移送水量： ℓ/分（ m ³ /日））					
消 毒 槽		処理水の越流状況（良・不良） スカムの生成状況（無・有（ cm）） 堆積汚泥の生成状況（無・有（ cm））					
送 風 機		作動状況（良・不良） 水道の積算流量計の有無（無・有：メーターの値 ）					
定期清掃		予定年月（ 年 月）					
点 検 の 結 果 及 び 処 置	流 入 管 渠 及 び 放 流 管 渠		清掃（要：不要・放流管渠）				
	嫌気ろ床槽（沈殿分離槽）		清掃（要）				
	接 触 ば っ 気 槽		清掃（要）、散気管の洗浄（要：未実施・実施） ばっ気量の調整（要：未実施・実施） 逆洗及び分離汚泥の移送（要：未実施・実施） 汚泥移送量の調整（要：未実施・実施： ℓ/分（ m ³ /日））				
	沈 殿 槽		清掃（要）、スカム・堆積汚泥の移送（要：未実施・実施）				
	消 毒 槽		清掃（要）				
	送 風 機		エアフィルターの洗浄（未実施・実施）、ダイアフラムの交換（未実施・実施）				
	そ の 他		修理（要：具体的な内容 ） 改善工事（要：具体的な内容 ）				
	所見及び管理者への連絡事項						
保守点検の担当者名		会社名：		印		緊急時の連絡先	
(浄化槽管理士番号：)		(保守点検登録番号：)		(住所：)		TelNo.：	
		TelNo.：				TelNo.：	

別紙5

小型合併処理浄化槽（5～10人槽用）の清掃記録票

清掃の日時： 年 月 日 AM・PM（ ）

都道府県コード

検印

浄化槽の使用者名：			住所				
浄化槽の管理者名：			巡回用件：定期・契約・要請・その他（ ）				
メーカー各・型式名：			処理対象人員： 人		使用人員： 人		
処理方式：嫌気ろ床接触ばつ気方式・分離接触ばつ気方式・その他（ ）							
天 候：		異常な臭気：無・有		異常な騒音：無・有		異常な振動：無・有	
槽内に入って清掃作業を行う必要性		無・有（酸素濃度：（%・ppm）、硫化水素濃度： ppm）					
清 掃 作 業 内 容							
単 位 装 置 名		引 き 抜 き 作 業 内 容			洗浄の実施の有無	張 り 水 の 量	
		無・有	対 象 物	引き抜き量			
(嫌気ろ床槽)	第1室	—	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無	m ³	
	第2室	無・有	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無	m ³	
接触ばつ気槽		無・有	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無	m ³	
沈 殿 槽		無・有	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無	m ³	
消 毒 槽		無・有	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無	—	
そ の 他	接触ばつ気槽第 室	無・有	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無	m ³	
	油 脂 分 離 槽	無・有	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無	m ³	
	原 水 ポ ン プ 槽	無・有	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無	張り水の種類 ・上水 ・その他 ()	
	放 流 ポ ン プ 槽	無・有	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		
	流 入 管 渠	無・有	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		
	放 流 管 渠	無・有	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		
総 量		作 業 車 (トン車 台)			m ³		
管 理 者 へ の 連 絡 事 項	内部設備の破損・変形		無 ・ 有 (その状況)				
	修 理 の 必 要 性		無 ・ 有 (その状況)				
	使 用 上 の 注 意		無 ・ 有 (その状況)				
	そ の 他						
清掃作業の担当者名			会社名： 印		緊急時の連絡先		
			住所：				
			TelNo.：		TelNo.：		

様式 1-1

浄化槽保守点検カード ばっ気〔長時間ばっ気（全ばっ気・分離ばっ気）・分離接触ばっ気〕

単独処理

浄化槽管理者	氏 名			住 所	TEL			
施 設	名 称			所在地	TEL			
建 築 物 用 途	住宅・共同住宅・事務所・店舗・その他（ ）			製造メーカー		形式		
槽 の 容 量	人槽・ m ³		実使用人員 人	放流先	側溝・河川・その他（ ）			
保守点検業者	名 称		登録番号		住 所	TEL		
清 掃 業 者	名 称			住 所	TEL			
施 工 業 者	名 称			住 所	TEL			
設 置 年 月 日	年 月 日		使用開始年月日	年 月 日		技術管理者氏名（501人欄以上）		
浄 化 槽 管 理 士 名								
項 目	保 守 点 故 事 項		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
共 通 項 目	1	槽の状況（水平保持等）	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良		
	2	流入・接続・放流管等の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良		
	3	マンホール蓋の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良		
	4	異常な悪臭	無 有	無 有	無 有	無 有		
	5	点検・機能に故障を及ぼす構造物	無 有	無 有	無 有	無 有		
	6	衛生害虫の発生状況	無 有	無 有	無 有	無 有		
	7	異物・薬物・雨水等の混入	無 有	無 有	無 有	無 有		
	8	電気設備の状況（ポンプ・ブローア等）	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良		
沈殿分離室	9	スカム・汚泥の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良		
ばっ気室	10	汚泥沈殿率（SV ₃₀ ）	%	%	%	%		
	11	ばっ気装置の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良		
	12	溶存酸素の調整	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良		
接触 ばっ気室	13	接触材の目づまり	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良		
	14	生物相の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良		
	15	槽底部汚泥の堆積状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良		
沈殿室	16	返送・移送装置の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良		
	17	スカム・浮上物の発生	無 有	無 有	無 有	無 有		
	18	越流げきへの異物等の付着	無 有	無 有	無 有	無 有		
消毒室	19	消毒薬の補給	(錠・ℓ・g)	(錠・ℓ・g)	(錠・ℓ・g)	(錠・ℓ・g)		
	20	消毒薬の接水・滴下状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良		
	21	流出物の有無	無 有	無 有	無 有	無 有		
	22	残留塩素	＋ ・ ー	＋ ・ ー	＋ ・ ー	＋ ・ ー		
処理水の 水 質	23	水温	℃	℃	℃	℃		
	24	透視度	度	度	度	度		
	25	pH						
	26	亜硝酸反応（GR法）	＋ ・ ー	＋ ・ ー	＋ ・ ー	＋ ・ ー		
	27	塩素イオン濃度	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ		
管 理 者 へ の 報告事項	28	水質等の判定	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良		
	29	使用上の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良		
	30	清掃の必要性	無 有	無 有	無 有	無 有		
	31	破損若しくは詰まりがあった場合その箇所						
	32	浄化槽法に基づく水質検査の受検有無	無 有	無 有	無 有	無 有		
	33	浄化槽法に基づく清掃の有無	無 有	無 有	無 有	無 有		
特記事項	1. 浄化槽管理士に実地に監督されて保守点検を行った者がいるときは、その者の氏名を記入する。 2. その他							
	浄化槽法に基づく水質検査の受検について浄化槽管理者の委託を受け、下欄に記載する保守点検業者が申込を代行します。 検査の種類〔 設置後等の水質検査（7条検査） 定期検査（11条検査） 〕※どちらかに○をつける。 上記のとおり検査の申込を委託します。（浄化槽管理者サイン）							

様式1-2

浄化槽保守点検カード 腐敗タンク（散水ろ床・平面酸化・単純ばっ気）

単独処理

浄化槽管理者	氏 名			住 所	TEL			
施 設	名 称			所在地	TEL			
建 築 物 用 途	住宅・共同住宅・事務所・店舗・その他（ ）			製造メーカー			形式	
槽 の 容 量	人槽・ m ³		実使用人員 人	放流先	側溝・河川・その他（ ）			
保守点検業者	名 称		登録番号		住 所	TEL		
清 掃 業 者	名 称			住 所	TEL			
施 工 業 者	名 称			住 所	TEL			
設 置 年 月 日	年 月 日		使用開始年月日	年 月 日		技術管理者氏名（501人槽以上）		
浄 化 槽 管 理 士 名								
項 目	保 守 点 検 事 項		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
共 通 項 目	1	槽の状況（水平保持等）	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	2	流入・接続・放流管等の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	3	マンホール蓋の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	4	異常な悪臭	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	5	点検・機能に支障を及ぼす構造物	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	6	衛生害虫の発生状況	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	7	異物・葉物・雨水等の混入	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	8	電気設備の状況（ポンプ・ブローア等）	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
腐 敗 タ ン ク	9	スカムの厚さ	c m	c m	c m	c m	c m	c m
	10	汚泥の厚さ	c m	c m	c m	c m	c m	c m
	11	二階ツグ等における沈殿室の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	12	多室形における第2室以降の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
二次処理 装 置	13	散水の均等性（散水ろ床）	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	14	流水の均等性（平面酸化）	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	15	ろ材・流水板の状況（散水ろ床平面酸化）	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	16	スカム・汚泥の状況（単純ばっ気）	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	17	生物相の外観（散水ろ床平面酸化）	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
消毒室	18	消毒薬の補給	(錠・ℓ・g)	(錠・ℓ・g)	(錠・ℓ・g)	(錠・ℓ・g)	(錠・ℓ・g)	(錠・ℓ・g)
	19	消毒薬の接水・滴下状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	20	流出物の有無	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	21	残留塩素	+ ・ -	+ ・ -	+ ・ -	+ ・ -	+ ・ -	+ ・ -
処理水の 水 質	22	水温	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	23	透視度	度	度	度	度	度	度
	24	pH						
	25	亜硝酸反応（GR法）	+ ・ -	+ ・ -	+ ・ -	+ ・ -	+ ・ -	+ ・ -
	26	塩素イオン濃度	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
管 理 者 へ の 報告事項	27	水質等の判定	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	28	使用上の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	29	清掃の必要性	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	30	破損若しくは詰まりがあった場合その箇所						
	31	浄化槽法に基づく水質検査の受検有無	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	32	浄化槽法に基づく清掃の有無	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
特記事項	1. 浄化槽管理士に実地に監督されて保守点検を行った者がいるときは、その者の氏名を記入する。 2. その他							
	浄化槽法に基づく水質検査の受検について浄化槽管理者の委託を受け、下欄に記載する保守点検業者が申込を代行します。 検査の種類〔 設置後等の水質検査（7条検査） 定期検査（11条検査） 〕※どちらかに○をつける。 上記のとおり検査の申込を委託します。（浄化槽管理者サイン）							

様式2-1-1

浄化槽保守点検カード (分離接触ばっ気・嫌気ろ床接触ばっ気)

合併処理 (～50人槽)

浄化槽管理者	氏 名			住 所	TEL			
施 設	名 称			所在地	TEL			
建 築 物 用 途	住宅・共同住宅・事務所・店舗・その他 ()			製造メーカー			形式	
槽 の 容 量	人槽・ m ³		実使用人員 人	放流先	側溝・河川・その他 ()			
保守点検業者	名 称		登録番号		住 所	TEL		
清 掃 業 者	名 称			住 所	TEL			
施 工 業 者	名 称			住 所	TEL			
設 置 年 月 日	年 月 日		使用開始年月日	年 月 日		備 考		
浄 化 槽 管 理 士 名								
項 目	保 守 点 検 事 項		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
共 通 項 目	1	槽の状況 (水平保持等)	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	2	流入・接続・放流管等の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	3	マンホール蓋の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	4	異常な悪臭	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	5	点検・機能に支障を及ぼす構造物	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	6	衛生害虫の発生状況	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	7	異物・薬物・雨水等の混入	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	8	電気設備の状況 (ポンプ・ブローア等)	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
沈殿分離槽	9	スカム・汚泥の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
嫌気 ろ 床 槽	10	ろ材の目づまり	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	11	ろ材への汚泥の付着状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	12	異常な水位の上昇	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
接触 ばっ気槽	13	接触材の目づまり	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	14	生物相の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	15	ばっ気装置の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	16	槽底部汚泥の堆積状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	17	溶存酸素量の調整	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
沈殿室	18	移送装置の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	19	スカム・浮上物の発生	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	20	越流ぜきへの異物等の付着	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
消毒槽	21	消毒薬の補給	(錠・ℓ・g)	(錠・ℓ・g)	(錠・ℓ・g)	(錠・ℓ・g)	(錠・ℓ・g)	(錠・ℓ・g)
	22	消毒薬の接水・滴下状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	23	流出物の有無	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	24	残留塩素	＋ ・ ー	＋ ・ ー	＋ ・ ー	＋ ・ ー	＋ ・ ー	＋ ・ ー
処理水の 水 質	25	水温	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	26	透視度	度	度	度	度	度	度
	27	pH						
	28	亜硝酸反応 (GR法)	＋ ・ ー	＋ ・ ー	＋ ・ ー	＋ ・ ー	＋ ・ ー	＋ ・ ー
管 理 者 へ の 報 告 事 項	29	水質等の判定	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	30	使用上の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	31	清掃の必要性	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	32	破損若しくは詰まりがあった場合その箇所						
	33	浄化槽法に基づく水質検査の受検有無	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	34	浄化槽法に基づく清掃の有無	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
特記事項	1. 浄化槽管理士に実地に監督されて保守点検を行った者がいるときは、その者の氏名を記入する。							
	2. その他		浄化槽法に基づく水質検査の受検について浄化槽管理者の委託を受け、下欄に記載する保守点検業者が申込を代行します。 検査の種類 [設置後等の水質検査 (7条検査) 定期検査 (11条検査)] ※どちらかに○をつける。 上記のとおり検査の申込を委託します。(浄化槽管理者サイン)					

浄化槽管理者	氏 名			住 所	TEL		
施 設	名 称			所在地	TEL		
建築物用途	住宅・共同住宅・事務所・店舗・その他 ()			製造メーカー		形式	
槽 の 容 量	人槽・ m ³		実使用人員 人	放流先	側溝・河川・その他 ()		
保守点検業者	名 称		登録番号	住 所	TEL		
清 掃 業 者	名 称			住 所	TEL		
施 工 業 者	名 称			住 所	TEL		
設置年月日	年 月 日		使用開始年月日	年 月 日	備 考		
浄 化 槽 管 理 士 名							
項 目	保 守 点 検 事 項		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
共 通 項 目	1	槽の状況 (水平保持等)	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	
	2	流入・接続・放流管等の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	
	3	マンホール蓋の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	
	4	異常な悪臭	無 有	無 有	無 有	無 有	
	5	点検・機能に故障を及ぼす構造物	無 有	無 有	無 有	無 有	
	6	衛生害虫の発生状況	無 有	無 有	無 有	無 有	
	7	異物・薬物・雨水等の混入	無 有	無 有	無 有	無 有	
	8	電気設備の状況 (ポンプ・ブローア等)	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	
脱室ろ床槽	9	槽内の水位上昇及びその形跡	無 有	無 有	無 有	無 有	
	10	スカム・堆積汚泥の生成状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	
接触ばっ気槽	接触ばっ気槽	11	溶存酸素量及び透視度	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
		12	生物膜の付着状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
		13	はく離汚泥及び堆積汚泥の生成状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	ばっ気装置	14	ばっ気装置の運転状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
		15	散気管の目づまり	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
		16	散気管の水平保持	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	循環装置	17	循環流量	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
		18	装置内に付着堆積した汚泥等	無 有	無 有	無 有	無 有
沈殿槽	越流ぜき	19	異物の付着状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
		20	処理水の越流状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
	スロット型及びパー型沈殿槽	21	スカム及び堆積汚泥の生成状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良
消毒槽	22	消毒薬の補給	(錠・0・g)	(錠・0・g)	(錠・0・g)	(錠・0・g)	
	23	消毒薬の接水・滴下状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	
	24	流出物の有無	無 有	無 有	無 有	無 有	
	25	残留塩素	＋ ・ ー	＋ ・ ー	＋ ・ ー	＋ ・ ー	
処理水の 水 質	26	水温	℃	℃	℃	℃	
	27	透視度	度	度	度	度	
	28	pH					
	29	亜硝酸反応 (GR法)	＋ ・ ー	＋ ・ ー	＋ ・ ー	＋ ・ ー	
管 理 者 へ の 報 告 事 項	30	水算等の判定	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	
	31	使用上の状況	良 不良	良 不良	良 不良	良 不良	
	32	清掃の必要性	無 有	無 有	無 有	無 有	
	33	破損若しくは詰まりがあった場合その箇所					
	34	浄化槽法に基づく水質検査の受検有無	無 有	無 有	無 有	無 有	
	35	浄化槽法に基づく清掃の有無	無 有	無 有	無 有	無 有	
特記事項	1. 浄化槽管理士に実地に監督されて保守点検を行った者がいるときは、その者の氏名を記入する。						
	2. その他						
	浄化槽法に基づく水質検査の受検について浄化槽管理者の委託を受け、下欄に記載する保守点検業者が申込を代行します。 検査の種類 [設置後等の水質検査 (7条検査) 定期検査 (11条検査)] ※どちらかに○をつける。 上記のとおり検査の申込を委託します。(浄化槽管理者サイン)						

(接触ばっ気・ろ過方式)

合併処理

項 目		結 果	措 置 等			
接触ばっ気槽	22 溶存酸素の調整及び透視度	良 不良				
	23 生物膜の付着状況	良 不良				
	24 はく離汚泥及び堆積汚泥の生成状況	良 不良				
	ばっ気装置	25 ばっ気装置の運転状況	良 不良			
		26 散気管の目づまり	良 不良			
		27 散気管の水平保持	良 不良			
	沈殿槽	28 異物等の付着状況	良 不良			
29 処理水の越流状況		良 不良				
30 スカム及び堆積汚泥の生成状況		良 不良				
ろ過原水槽	31 ポンプ及びレベルスイッチの作動状況	良 不良				
	32 槽底部の砂、汚泥の等の堆積	良 不良				
ろ過装置	33 通水量	良 不良				
	34 処理水の外観	良 不良				
	35 逆洗装置の作動状況	良 不良				
ろ 過 処理水槽	36 ポンプ及びレベルスイッチの作動状況	良 不良				
	37 槽底部の砂、汚泥の等の堆積	良 不良				
ばっ気型 スクリーン	38 ばっ気の状態	無 有				
	39 し渣の付着状態	良 不良				
	40 浮上物や沈殿物の蓄積状況	良 不良				
排砂層	41 砂等の貯留状況	良 不良				
汚泥濃縮 装 置	42 濃縮汚泥と脱離液の分離状況	良 不良				
消毒槽	43 消毒薬の補給	(錠・ℓ・g)				
	44 消毒薬の接水・滴下状況	良 不良				
	45 流出物の有無	無 有				
	46 残留塩素	＋ ・ ー				
処理水の 水 質	47 水温	℃				
	48 透視度	度				
	49 pH					
	50 亜硝酸反応 (GR法)	＋ ・ ー				
管 理 者 へ の 報告事項	51 水質等の判定	良 不良				
	52 使用上の状況	良 不良				
	53 清掃の必要性	無 有				
	54 破損若しくは詰まりがあった場合その箇所					
	55 浄化槽法に基づく水質検査の受検有無	無 有				
	56 浄化槽法に基づく清掃の有無	無 有				
特記事項	1. 浄化槽管理士に実際に監督されて保守点検を行った者がいるときは、その者の氏名を記入する。 2. その他					
	浄化槽法に基づく水質検査の受検について浄化槽管理者の委託を受け、下欄に記載する保守点検業者が申込を代行します。 検査の種類 [設置後等の水質検査 (7条検査) 定期検査 (11条検査)] ※どちらかに○をつける。 上記のとおり検査の申込を委託します。(浄化槽管理者サイン)					

(凝集分離方式)

合併処理

項		目	結 果	措 置 等		
中間流量調整槽	22	攪拌状況	良 不良			
	23	バルブ、ポンプ及び計量装置の作動状況	良 不良			
凝集層	第一室 急速攪拌室	24	攪拌状況	良 不良		
		25	凝集剤、pH調整剤の供給状況	良 不良		
	第二室 緩速攪拌室	26	フロックの生成状況	良 不良		
		27	攪拌状況	良 不良		
薬剤注入設備	28	pH調整剤	良 不良			
	29	水素供与体及び凝集剤等薬剤の注入装置の作動状況	良 不良			
	30	配管	良 不良			
	31	貯蔵タンクの残量から薬剤の消費量を確認	良 不良			
	32	薬剤の補充	無 有			
凝集沈殿槽	越流	33	異物等の付着状況	良 不良		
	34	処理水の越流状況	良 不良			
	凝集沈殿槽	35	処理水の水質状況	良 不良		
		36	スカム及び堆積汚泥の生成状況	良 不良		
消毒槽	37	消毒薬の補給	(錠・ℓ・g)			
	38	消毒薬の接水・滴下状況	良 不良			
	39	流出物の有無	無 有			
	40	残留塩素	＋ ・ ー			
処理水の水質	41	水温	℃			
	42	透視度	度			
	43	pH				
	44	亜硝酸反応 (GR法)	＋ ・ ー			
管理者への報告事項	45	水質等の判定	良 不良			
	46	使用上の状況	良 不良			
	47	清掃の必要性	無 有			
	48	破損若しくは詰まりがあった場合その箇所				
	49	浄化槽法に基づく水質検査の受検有無	無 有			
	50	浄化槽法に基づく清掃の有無	無 有			
特記事項	1. 浄化槽管理士に実地に監督されて保守点検を行った者がいるときは、その者の氏名を記入する。					
	2. その他 浄化槽法に基づく水質検査の受検について浄化槽管理者の委託を受け、下欄に記載する保守点検業者が申込を代行します。 検査の種類 [設置後等の水質検査 (7条検査) 定期検査 (11条検査)] ※どちらかに○をつける。 上記のとおり検査の申込を委託します。(浄化槽管理者サイン)					

(活性炭吸着方式)

合併処理

項 目		結 果		措 置 等
活性炭吸着 原水槽	22	ポンプ及びレベルスイッチの作動状況		良 不良
	23	槽底部の汚泥の堆積状況		良 不良
活性炭吸着 装置	24	処理水の水質状況		良 不良
	25	通水量		良 不良
	26	逆洗装置の作動状況		良 不良
活性炭吸着 処理水槽	27	ポンプ及びレベルスイッチの作動状況		良 不良
	28	槽底部の活性炭汚泥等の堆積		良 不良

注1 接触ばっ気、活性炭吸着方式

接触ばっ気、砂ろ過方式の砂ろ過方式の後に活性炭吸着方式を加える。

注2 凝集分離、活性炭吸着方式

凝集分離方式の後に活性炭吸着方式を加える。

		項 目	結 果		措 置 等
流量調整槽	計量調整装置	22 移送水量が均等	良	不良	
		23 付着堆積した汚泥等	良	不良	
	流量調整槽	24 槽内水の溶存酸素量	良	不良	
		25 攪拌状況	良	不良	
		26 ベルスイッチ、ポンプ 及び計量装置の作動状況	良	不良	
生物反応槽	脱窒槽	27 攪拌状況	良	不良	
		28 槽内液の溶存酸素量	良	不良	
		29 混合液の浮遊物質濃度	良	不良	
	硝化槽	30 攪拌状況	良	不良	
		31 活性汚泥沈降性	良	不良	
	循環装置	32 循環液量	良	不良	
		33 装置内に付着堆積した汚泥等の除去	無	有	
沈殿槽	越流	34 異物等の付着状況	良	不良	
	ぜき	35 処理水の越流状況	良	不良	
	沈殿槽	36 スカム及び堆積汚泥の蓄積状況	良	不良	
中間流量調整槽		37 攪拌状況	良	不良	
		38 ベルスイッチ、ポンプ 及び計量装置の作動状況	良	不良	
脱窒用接触槽		39 水素供与体の供給量	良	不良	
		40 溶存酸素量及び透視度	良	不良	
		41 生物膜の付着状況	良	不良	
		42 はく離汚泥及び堆積汚泥の生成状況	良	不良	
再ばつ気槽	再ばつ気槽	43 溶存酸素量及び透視度	良	不良	
		44 生物膜の付着状況	良	不良	
		45 はく離汚泥及び堆積汚泥等の生成状況	良	不良	
	ばつ気装置	46 ばつ気装置の運転状況	良	不良	
		47 散気管の目づまり	良	不良	
		48 散気管水平	良	不良	
凝集槽	第一室急速攪拌室	49 攪拌状況	良	不良	
		50 凝集剤や水素イオン濃度調整剤等の供給状況	良	不良	
	第二室緩速攪拌室	51 フロックの生成状況	良	不良	
		52 攪拌状況	良	不良	
凝集沈殿槽	越流	53 異物等の付着状況	良	不良	
	ぜき	54 処理水の越流状況	良	不良	
	凝集	55 処理水の水質	良	不良	
	沈殿槽	56 スカム及び堆積汚泥の蓄積状況	良	不良	
薬剤注入設備		57 pH調整剤	良	不良	
		58 水素供与体及び凝集剤等薬剤の注入装置の作動状況	良	不良	
		59 配管	良	不良	
		60 貯蔵タンクの残量等から薬剤の消費量を確認	良	不良	
		61 薬剤の補充	無	有	
消毒槽		62 消毒薬の補給	(錠・ℓ・g)		
		63 消毒薬の接水・滴下状況	良	不良	
		64 流出物の有無	無	有	
		65 残留塩素	+	・ ー	
処理水の水質		66 水温		℃	
		67 透視度		度	
		68 pH			
		69 亜硝酸還元 (GR法)	+	・ ー	
管理者への報告事項		70 水質等の判定	良	不良	
		71 使用上の状況	良	不良	
		72 清掃の必要性	無	有	
		73 破損若しくは詰まりがあった場合その箇所			
		74 浄化槽法に基づく水質検査の受検有無	無	有	
特記事項		75 浄化槽法に基づく清掃の有無	無	有	
		1. 浄化槽管理士に実地に監督されて保守点検を行った者がいるときは、その者の氏名を記入する。 2. その他			
		浄化槽法に基づく水質検査の受検について浄化槽管理者の委託を受け、下欄に記載する保守点検業者が申込を代行します。 検査の種類〔 設置後等の水質検査 (7条検査) 定期検査 (11条検査) 〕※どちらかに○をつける。 上記のとおり検査の申込を委託します。(浄化槽管理者サイン)			

(三次処理脱室・脱りん方式)

合併処理

項 目		結 果	措 置 等
中間流量調整槽	22 攪拌状況	良 不良	
	23 レベルスイッチ、ポンプ及び計量装置の作動状況	良 不良	
硝化用接触槽	24 溶存酸素量	良 不良	
	25 pH及び透視度	良 不良	
	26 生物膜の付着状況	良 不良	
	27 はく離汚泥及び堆積汚泥の生成状況	良 不良	
脱室用接触槽	28 水素供与体の供給量	良 不良	
	29 溶存酸素量及び透視度	良 不良	
	30 生物膜の付着状況	良 不良	
	31 はく離汚泥及び堆積汚泥の生成状況	良 不良	
再ばっ気槽	32 溶存酸素量及び透視度	良 不良	
	33 生物膜の付着状況	良 不良	
	34 はく離汚泥及び堆積汚泥等の生成状況	良 不良	
	35 ばっ気装置の運転状況	良 不良	
	36 散気管の目づまり	良 不良	
	37 散気管水平	良 不良	
凝集層	38 攪拌状況	良 不良	
	39 凝集剤や水素イオン濃度調整剤等の供給状況	良 不良	
	40 フロックの生成状況	良 不良	
	41 攪拌状況	良 不良	
凝集沈殿槽	42 異物等の付着状況	良 不良	
	43 処理水の越流状況	良 不良	
	44 処理水の水質	良 不良	
	45 スカム及び堆積汚泥の蓄積状況	良 不良	
薬剤注入設備	46 pH調整剤	良 不良	
	47 水素供与体及び凝集剤等薬剤の注入装置の作動状況	良 不良	
	48 配管	良 不良	
	49 貯蔵タンクの残量等から薬剤の消費量を確認	良 不良	
	50 薬剤の補充	無 有	
消毒槽	51 消毒薬の補給	(錠・ℓ・g)	
	52 消毒薬の接水・滴下状況	良 不良	
	53 流出物の有無	無 有	
	54 残留塩素	＋ ・ ー	
処理水の水質	55 水温	℃	
	56 透視度	度	
	57 pH		
	58 亜硝酸塩反応 (GR法)	＋ ・ ー	
管理者への報告事項	59 水質等の判定	良 不良	
	60 使用上の状況	良 不良	
	61 清掃の必要性	無 有	
	62 破損若しくは詰まりがあった場合その箇所		
	63 浄化槽法に基づく水質検査の受検有無	無 有	
	64 浄化槽法に基づく清掃の有無	無 有	
特記事項	1. 浄化槽管理士に実地に監督されて保守点検を行った者がいるときは、その者の氏名を記入する。		
	2. その他		
	浄化槽法に基づく水質検査の受検について浄化槽管理者の委託を受け、下欄に記載する保守点検業者が申込を代行します。 検査の種類 [設置後等の水質検査 (7条検査) 定期検査 (11条検査)] ※どちらかに○をつける。 上記のとおり検査の申込を委託します。(浄化槽管理者サイン)		

様式2-2

浄化槽保守点検カード

点検日 年 月 日

合併処理（共通）（51人槽～）

I 施設概要	1	浄化槽管理者	氏名			TEL			1	保守点検業者名		登録番号	
	2	施設	名称						2	住所	TEL		
	3	建築物用途	共同住宅・事務所・学校・その他（ ）							3	浄化槽管理士名		
	4	槽の容量	人槽・ m ³			人			4	清掃業者名			
	5	メーカー等	メーカー名			建設省告示 号 第一			5	施工業者名			
	6	放流水質等	BOD mg/ℓ	実汚水量 m ³ /日		側溝・河川・その他（ ）			6	技術管理者氏名 (501人槽以上)			
	7	設置年月日	年 月 日	使用開始年月日		年 月 日							
III 機器関係 点検事項	点 検 箇 所		作 動 電 流 (A)		絶縁抵抗 (MΩ)		電動機 音 振 動		備 考				
	1 オートスクリーン		A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
	2 破 碎 機		A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
	原水槽流入槽	3 ポンプNo.1	A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
		4 ポンプNo.2	A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
	流量調整槽（タンク）	5 ポンプNo.1	A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
		6 ポンプNo.2	A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
		7 攪拌装置No.1	A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
		8 攪拌装置No.2	A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
	ばっ気槽（タンク）	9 ばっ気装置No.1	A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
		10 ばっ気装置No.2	A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
		11 ばっ気装置No.3	A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
	12 消泡装置		A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
	沈殿槽	13 汚泥ポンプNo.1	A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
		14 汚泥かきよせ装置	A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
	放流槽	15 ポンプNo.1	A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
		16 ポンプNo.2	A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
	17 回転板運動装置		A		MΩ		正常 異常 正常 異常						
18 その他		A		MΩ		正常 異常 正常 異常							
IV 諸作業 実施事項	共 通 項 目	項 目		結 果		措 置 等							
		1 臭気の状態		微 弱 強									
		2 騒音の状態		良 不良									
		3 破損の状態		無 有									
		4 衛生害虫の発生状況		無 有									
		5 接続配管の状況		良 不良									
		6 異物・薬剤等の混入		無 有									
		7 槽の状況（水平保持等）		無 有									
		8 機能に支障を及ぼす荷重物		無 有									
		9 点検等に支障を及ぼす構造物等		無 有									
	沈殿分離槽 最初沈殿池	11 汚泥・スカムの流出		無 有									
		12 スカム及び汚泥の厚さ		スカム厚（ cm） 堆積汚泥厚（ cm）									
	前処理装置	13 スクリーンの状況		良 不良		スクリーンカスの除去実施（ 要 不要 ）							
		14 沈砂地の堆積状況		良 不良									
		15 攪拌装置の状況		良 不良									
		16 破砕機の堆積状況		良 不良									
		17 流入ポンプピットの状況（ポンプ・浮上物等）		良 不良									
	流 量 調整槽	18 計量槽及び移送水量の状況		良 不良		(m ³ /h)							
		19 ポンプ・レベルスイッチの状況		良 不良									
		20 攪拌装置の状況		良 不良									
		21 スカム・異物の浮上及び汚泥堆積		無 有									

(活性汚泥処理用)

		管理時間										合併処理		
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
IV 諸 作 業 実 施 事 項	項 目				結 果		措 置 等							
	ばっ気槽	22	汚泥沈殿率 (SV ₃₀)			%								
		23	汚泥の沈殿率・分離状況	良		不良								
		24	溶存酸素量の調整	良		不良								
		25	混合浮遊物質濃度の調整	良		不良								
		26	生物相の状況	良		不良								
		27	ばっ気装置 (散気・攪拌装置) の状況	良		不良								
		28	泡の発生	無		有								
		29	消泡装置の状況	良		不良								
	沈殿槽	30	スカムの発生	無		有		スカム除去を実施 (した しない)						
		31	汚泥返送装置の作動状況	良		不良								
		32	越流びきの状況 (異物・スカムの付着)	良		不良								
	消泡槽	33	異物の浮上及び沈殿物の状況	無		有								
	消毒槽	34	薬剤の補給			(錠・ℓ・kg)								
		35	消毒薬の接水・滴下状況	良		不良								
		36	流出物の有無	無		有								
		37	残留塩素	+		-								
	汚泥貯留槽及び汚泥濃縮貯留槽	38	余剰汚泥等の引き抜き	不要		要								
		39	マンホール等の状況	良		不良								
	放流系統	40	放流管・排水樹等の状況	良		不良								
		41	異物のつまり	無		有								
その他	42	吸着剤・凝集剤等の使用	無		有		使用量等 ()							
	43	汚泥植種 (シーディング) の必要	無		有									
V 水 質 検 査	測 定 場 所		処理水 (消毒前)		(三次処理水)									
	項目	1	水 温	℃		℃								
		2	外 観											
		3	臭 気											
		4	透視度	度		度								
		5	p H											
		6	亜硝酸反応	+		-								
VI 管理者への報告事項	1. 水質等の判定		良		不良									
	2. 使用上の状況		良		不良									
	3. 清掃の必要性		無		有									
	4. 浄化槽法に基づく水質検査の受検有無		無		有									
	5. 浄化槽法に基づく清掃の有無		無		有									
VII 特記事項	1. 浄化槽管理士に実地に監督されて保守点検を行った者がいるときは、その者の氏名を記入する。													
	2. その他		浄化槽法に基づく水質検査の受検について浄化槽管理者の委託を受け、下欄に記載する保守点検業者が申込を代行します。 検査の種類 [設置後等の水質検査 (7条検査) 定期検査 (11条検査)] ※どちらかに○をつける。 上記のとおり検査の申込を委託します。(浄化槽管理者サイン)											

注) 旧構造浄化槽のものにあつては、槽をタンクと読みかえる。

(接触ばっ気方式)

		管理時間										合併処理			
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18			
IV 諸 作 業 実 施 事 項	項 目	結 果										措 置 等			
	22 生物膜の生成状況	良	不良			良	不良			良	不良				
	23 接触材の目づまり	良	不良			良	不良			良	不良				
	24 槽内液の外観	良	不良			良	不良			良	不良				
	25 槽底部汚泥の堆積状況	一	無	有	二	無	有	三	無	有					
	26 均等循環の状況	良	不良			良	不良			良	不良				
	27 泡の発生	良	不良			良	不良			良	不良				
	28 消泡装置の状況	良	不良			良	不良			良	不良				
	29 溶存酸素量の調整	良	不良			良	不良			良	不良				
	30 強制はく離の必要	無	有			無	有			無	有				
	31 スカムの発生	無	有	スカム除去を実施 (した しない)											
	32 汚泥移送装置の作動状況	良	不良												
	33 越流ぎきの状況 (異物・スカムの付着)	良	不良												
	34 異物の浮上及び沈殿物の状況	無	有												
	35 薬剤の補給	(錠・0・kg)													
	36 消毒薬の接水・滴下状況	良	不良												
	37 流出物の有無	無	有												
	38 残留塩素	+ ・ 一													
	39 余剰汚泥等の引き抜き	不要	要												
	40 マンホール等の状況	良	不良												
	41 放流管・排水樹等の状況	良	不良												
	42 異物等のつまり	無	有												
	43 吸着剤・凝集剤等の使用	無	有	使用量等 ()											
	44 汚泥植種 (シーディング) の必要	無	有												
V 水 質 検 査	測 定 場 所	処理水 (消毒前)										(三次処理水)			
	項 目	1	水 温	℃										℃	
		2	外 観												
		3	臭 気												
		4	透視度	度										度	
		5	p H												
		6	亜硝酸反応	+ ・ 一										+ ・ 一	
VI 管 理 者 へ の 報 告 事 項	1. 水質等の判定	良 不良													
	2. 使用上の状況	良 不良													
	3. 清掃の必要性	無 有													
	4. 浄化槽法に基づく水質検査の受検有無	無 有													
	5. 浄化槽法に基づく清掃の有無	無 有													
VII 特 記 事 項	1. 浄化槽管理士に実地に監督されて保守点検を行った者がいるときは、その者の氏名を記入する。														
	2. その他														
	浄化槽法に基づく水質検査の受検について浄化槽管理者の委託を受け、下欄に記載する保守点検業者が申込を代行します。 検査の種類 [設置後等の水質検査 (7条検査) 定期検査 (11条検査)] ※どちらかに○をつける。 上記のとおり検査の申込を委託します。(浄化槽管理者サイン)														

注) 旧構造浄化槽のものにあつては、槽をタンクと読みかえる。

(回転板接触方式)

管理時間		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合併処理
IV 諸 作 業 実 施 事 項	項 目		結 果						措 置 等				
	回転板接 触槽	22 生物膜の生成状況	一 室	良	不良	二 室	良	不良	三 室	良	不良		
		23 溶存酸素量の調整		良	不良		良	不良		良	不良		
		24 はく離汚泥の生成状況		良	不良		良	不良		良	不良		
		25 回転板の状況（駆動装置等）		無	有		無	有		無	有		
		26 槽底部汚泥の堆積状況		良	不良		良	不良		良	不良		
	沈殿槽	27 スカムの発生	無		有		スカム除去を実施（ した しない ）						
		28 汚泥戻送装置の作動状況	良		不良								
		29 越流ぜきの状況（異物・スカムの付着）	良		不良								
		消泡槽	30 異物の浮上及び沈殿物の状況	無		有							
		消毒槽	31 薬剤の補給	(錠・ℓ・kg)									
			32 消毒薬の接水・滴下状況	良		不良							
			33 流出物の有無	無		有							
			34 残留塩素	+		-							
		汚泥貯留 槽及び汚 泥濃縮貯 留槽	35 余剰汚泥等の引き抜き	不要		要							
			36 マンホール等の状況	良		不良							
		放流系統	37 放流管・排水桝等の状況	良		不良							
38 異物等のつまり			無		有								
その他		39 吸着剤・凝集剤等の使用	無		有		使用量等（ ）						
	40 汚泥植種（シーディング）の必要	無		有									
V 水 質 検 査	測 定 場 所		処理水（消毒前）		(三次処理水)								
	項目	1 水 温	℃		℃								
		2 外 観											
		3 臭 気											
		4 透視度	度		度								
		5 p H											
		6 亜硝酸反応	+		-								
VI 管 理 者 へ の 報 告 事 項	1. 水質等の判定		良		不良								
	2. 使用上の状況		良		不良								
	3. 清掃の必要性		無		有								
	4. 浄化槽法に基づく水質検査の受検有無		無		有								
	5. 浄化槽法に基づく清掃の有無		無		有								
VII 特 記 事 項	1. 浄化槽管理士に実地に監督されて保守点検を行っ た者がいるときは、その者の氏名を記入する。												
	2. その他												
	浄化槽法に基づく水質検査の受検について浄化槽管理者の委託を受け、下欄に記載する保守点検業者が申込を代行します。 検査の種類〔 設置後等の水質検査（7条検査） 定期検査（11条検査） 〕※どちらかに○をつける。 上記のとおり検査の申込を委託します。（浄化槽管理者サイン）												

注) 旧構造浄化槽のものにあつては、槽をタンクと読みかえる。

(散水ろ床方式)

管理時間		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合併処理	
IV 諸 作 業 実 施 事 項	項 目			結 果		措 置 等								
	散水ろ床	22	散水の均等性		良	不良								
		23	ろ材の目詰まり		良	不良								
		24	生物相の外観		良	不良								
		25	破損・異物の付着		良	不良								
	沈殿槽	26	スカムの発生		無	有	スカム除去を実施 (した しない)							
		27	汚泥移送装置の作動状況		良	不良								
		28	越流ぜきの状況 (異物・スカムの付着)		良	不良								
	消泡槽	29	異物の浮上及び沈殿物の状況		無	有								
	消毒槽	30	薬剤の補給		(錠・ℓ・kg)									
		31	消毒薬の接水・滴下状況		良	不良								
		32	残留塩素		+	・	-							
	汚泥貯留槽及び汚泥濃縮貯留槽	33	余剰汚泥等の引き抜き		不要	要								
		34	マンホール等の状況		良	不良								
放流系統	35	放流管・排水樹等の状況		良	不良									
	36	異物等のつまり		無	有									
その他	37	吸着剤・凝集剤等の使用		無	有	使用量等 ()								
	38	汚泥植種 (シーディング) の必要		無	有									
V 水 質 検 査	測 定 場 所		処理水 (消毒前)		(三次処理水)									
	項目	1	水 温	℃		℃								
		2	外 観											
		3	臭 気											
		4	透視度	度		度								
		5	p H											
		6	亜硝酸反応	+ ・ -		+ ・ -								
VI 管理者への報告事項	1.水質等の判定			良	不良									
	2.使用上の状況			良	不良									
	3.清掃の必要性			無	有									
	4.浄化槽法に基づく水質検査の受検有無			無	有									
	5.浄化槽法に基づく清掃の有無			無	有									
VII 特記事項	1.浄化槽管理士に実地に監督されて保守点検を行った者がいるときは、その者の氏名を記入する。													
	2.その他													
浄化槽法に基づく水質検査の受検について浄化槽管理者の委託を受け、下欄に記載する保守点検業者が申込を代行します。 検査の種類 [設置後等の水質検査 (7条検査) 定期検査 (11条検査)] ※どちらかに○をつける。 上記のとおり検査の申込を委託します。(浄化槽管理者サイン)														

注) 旧構造浄化槽のものにあつては、槽をタンクと読みかえる。

様式3

浄化槽清掃カード

単独処理

浄化槽管理者	氏 名		住 所	TEL	
施 設	名 称		所在地	TEL	
建 築 物 用 途	住 宅・共同住宅・事務所・店 舗・その他（ ）				
処 理 方 式	腐敗方式（ ）・ばっ気方式（ ）				
槽 の 容 量 等	人槽	m ³	実使用人員	人	
設 置 年 月 日	年	月	日	使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
技 術 管 理 者 (501人槽以上)	氏 名		住 所		
保守点検業者	名 称		登 録 番 号		
	住 所		電 話		
清 掃 実 施 年 月 日	年	月	日	年	月 日
引 抜 き 汚 泥 量	kℓ		kℓ	kℓ	kℓ
汚 泥 の 外 観	良 ・不良		良 ・不良	良 ・不良	良 ・不良
搬 出 汚 泥 の 処分先・処分方法					
	施 設 名			処分方法	・し尿処理場 ・海洋投棄 ・下水処理場 ・その他（ ）
	住 所				
特 記 事 項	活性汚泥法の場合 SV ₃₀ 清掃前 % 清掃後 %				
	汚泥引抜き後の水張り確認 有 無				
	浄化槽法に基づく水質検査の受検（定期検査）について浄化槽管理者の委託を受け、下欄に記載する清掃業者が 申込を代行します。				
	上記のとおり検査の申込を委託します。（浄化槽管理者サイン）				
清 掃 業 者 氏 名	名 称				
	住 所		電 話		

様式4 浄化槽清掃カード

合併処理

浄化槽管理者氏	名 称			住 所				
施 設 名	名 称			所在地				
建 築 物 用 途	住宅・共同住宅・事務所・店舗・その他（ ）							
処 理 方 式	長時間ばっ気・回転板接触・接触ばっ気・散水ろ床・その他（ ）							
槽 の 容 量 等	人槽 m ³			実使用人員	人			
設 置 年 月 日	年 月 日			使用開始 年 月 日	年 月 日			
技 術 管 理 者 (501人槽以上)	氏 名			住 所				
保 守 点 検 業 者	名 称			登録番号				
	住 所			電 話				
実施日 内容	年 月 日	年 月 日		年 月 日	年 月 日			
	単位装置	引抜き 汚泥量	汚泥の外観	引抜き 汚泥量	汚泥の外観	引抜き 汚泥量	汚泥の外観	引抜き 汚泥量
	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良
	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良
	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良
	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良
	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良
	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良
	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良
	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良
	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良
	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良
	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良	kℓ	良・不良
搬 出 汚 泥 の 処分先・処分方法	施設名				処分方法	・し尿処理場 ・海洋投棄 ・下水処理場 ・その他（ ）		
	住 所							
特 記 事 項	活性汚泥法の場合 SV ₃₀ 清掃前 % (汚泥貯留槽を有しないもの) 清掃後 % 汚泥引き後の水張り確認 有 無							
	浄化槽法に基づく水質検査の受検（定期検査）について浄化槽管理者の委託を受け、下欄に記載する清掃業者が 申込を代行します。							
	上記のとおり検査の申込を委託します。（浄化槽管理者サイン）							
清 掃 業 者 氏 名	名 称				電 話			
	住 所							

＜別表＞チェックリスト

検 査 項 目	チ ャ ッ ク の ポ イ ン ト	欄
1. 流入管きょ及び放流管きょの勾配	汚物と汚水の停滞はないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4. 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5. 流入管きょ、放流管きょ及び空気配管の変形、破損 のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となる物が置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破 損、固定及び移動の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13. ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、 移動状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計通りの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分に行われているか。	
	ポンプの取り外しが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの移動を妨げるおそれはないか。	
14. ブロワーの設置、移動状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分に行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
保守点検契約 有 保守点検業者名		
登 録 番 号		
無		
放流先	有	
	無	蒸 発 散

浄化槽保守点検契約届

保守点検業者名

さいたま市浄化槽取扱指導要綱第9の5の（5）の規定に基づき、保守点検契約について次のとおり届け出ます。

設置者名	設置場所	浄化槽名称 人 槽	契約年月日	備 考

- ※ 住宅以外の場合は、屋号を設置者名の欄に、浄化槽管理者名を備考の欄に記入
- ※ 「浄化槽名称」は、製造会社名及び型式番号を記入